

山村振興の実務

令和5年度
全国山村振興連盟研修会

農林水産省 農村振興局
地域振興課 調査調整班
山之内

TEL:03-6744-2498
rumiko_yamanouchi170@maff.go.jp

MAFF 山村振興

🔍 検索

山村振興法概説 まとめ

資料p. 4-5 参照

- 総務省・農林水産省・国土交通省の3省共管
- 昭和40年に議員立法により10年間の時限立法として制定
- S25市町村単位（S35時点の人口密度と林野率の基準）で指定
- 昭和50年から平成27年にかけて、5度の期限延長
- 現行法（平成27年延長・改正）期限は令和7年3月31日 ➡ 次期法改正に向け議論開始 
- 山村振興(法)の意義 ▶ 第2条の2 基本理念（H27改正時に創設）
 - ・ 国土保全、水源涵養、自然環境保全等の多面的機能発揮・維持のため森林等保全を旨とする
 - ・ 産業基盤等整備、産業育成、就業機会の創出、地域間交流促進等を図る
- 計画に基づき山村活性化支援交付金の活用、基幹道路の都道府県整備可能
 - H27改正を踏まえた山振計画の作成が必要

山村振興計画の作成 まとめ

資料p.6 参照

- 計画作成・変更参考資料 → ・ 3省通知
・ 全国山村振興連盟HP掲載「作成のつぼ」
- 既存の各種計画（過疎計画や総合計画）からの引用記載でほぼ完成 
- 山村活性化支援交付金の活用、基幹道路の都道府県整備には「IV 振興施策」の下記記載必須
→
 - ① 交通施策
 - ③ 産業基盤施策
 - ⑤ 地域資源の活用に係る施策
- 都道府県への事前協議により、期限の調整を
- 山振法上、山村振興計画の議会承認は規定していない（議会承認の要否は市町村判断）

3省通知：https://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/s_houritu/pdf/tuuti.pdf

作成のつぼ：<http://sanson.or.jp/wp/wp-content/uploads/分かり易い山村振興計画の作り方（作成のつぼ）.pdf>

2

山村活性化支援交付金の活用 まとめ

資料p.7-11 参照

- 山村活性化対策事業（個別地域事業）
商談会開催等事業＝山の恵みPJ（全国事業） } 二本立て
- 山村活性化対策事業・・・地域資源を活用した特産品・サービスづくり
 - ・ ソフト支援
 - ・ 資源調査→人材育成→商品開発→販売促進まで対象
 - ・ 1千万円/年間 × 3年間、定額＝100%支援
 - ・ 山村振興計画（H27法改正踏まえたもの）が必要
- 山村活性化対策事業の提案書作成には、募集告知の「早わかり」を参考に
- 山の恵みPJ＝山村活性化対策事業の Before と After 支援
内容
 - ① Before 基礎講習・WS
 - ② After 商談会・サポートセミナー



今年は販売会も



募集告知（第一次）：<https://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/R5bosyu1.html>

早わかり：<https://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/attach/pdf/R5bosyu1-9.pdf>

3

山村振興法 構造

(昭和40年法律第64号)

総則的な規定

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第2条の2 基本理念
- 第22条 国土審議会の調査審議
- 第23条 主務大臣等

目標と施策方針

- 第3条 目標
- 第4条 国の施策
- 第5条 地方公共団体の施策

山村振興のための具体的措置

- 第6条 調査
- 第7条 指定
- 第7条の2 山村振興基本方針
- 第8条 山村振興計画
- 第8条の2 (計画作成に関する) 国の援助
- 第8条の3 山村振興計画の変更
- 第8条の4 報告の徴収(計画に産業振興施策促進事項がある場合)
- 第8条の5 措置の要求(同上)
- 第8条の6 林業・木材産業改善資金助成法の特例
- 第8条の7 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例
- 第8条の8 農地法等による処分についての配慮
- 第8条の9 中小企業者に対する配慮
- 第9条 山村振興指針の勧告
- 第10条 山村振興計画に基づく事業の助成等
- 第10条の2 地方債についての配慮
- 第11条 基幹道路の整備
- 第14条 地方税の不均一課税に伴う措置
- 第17条 日本政府金融公庫からの資金の貸付け
- 第18条~21条の3 情報・通信体系、再エネ利用、医療確保、介護、高齢者施設、地域文化、交流、鳥獣害防止、教育環境整備等に関する配慮

※ 第12条、13条、15条及び16条は削除

4

山村振興法 措置

山村振興基本方針(第7条の2)

- ・都道府県が作成
- ・主務大臣に提出(⇒関係府省庁)

基づき

山村振興計画(第8条)

- ・計画事項
- ・市町村が都道府県と協議の上、作成
- ・主務大臣に提出(⇒関係府省庁)

・産業振興施策促進事項の策定(第8条第3項)

基づき

計画に基づく事業の助成等

- ・国は、計画に基づく事業の円滑実施のため、関係地方公共団体の財政事情等につき配慮して、助成その他必要な措置(第10条)
- ・計画に基づく地域資源の活用による特産物の生産等の事業に取り組む者への助成(第10条第2項)
- ・基幹道路の都道府県代行制度(第11条)

産業振興施策促進事項の特例

- ・林業木材産業改善資金の償還/据置期間延長(第8条の6)
- ・補助金等予算執行の適正化に関する法律の特例(第8条の7)

山振計画

必要

不要

事業の円滑実施のための助成等(第4条)

振興に必要な事業の補助条件の改善等の措置

- ・補助率アップ
- ・採択基準の緩和等

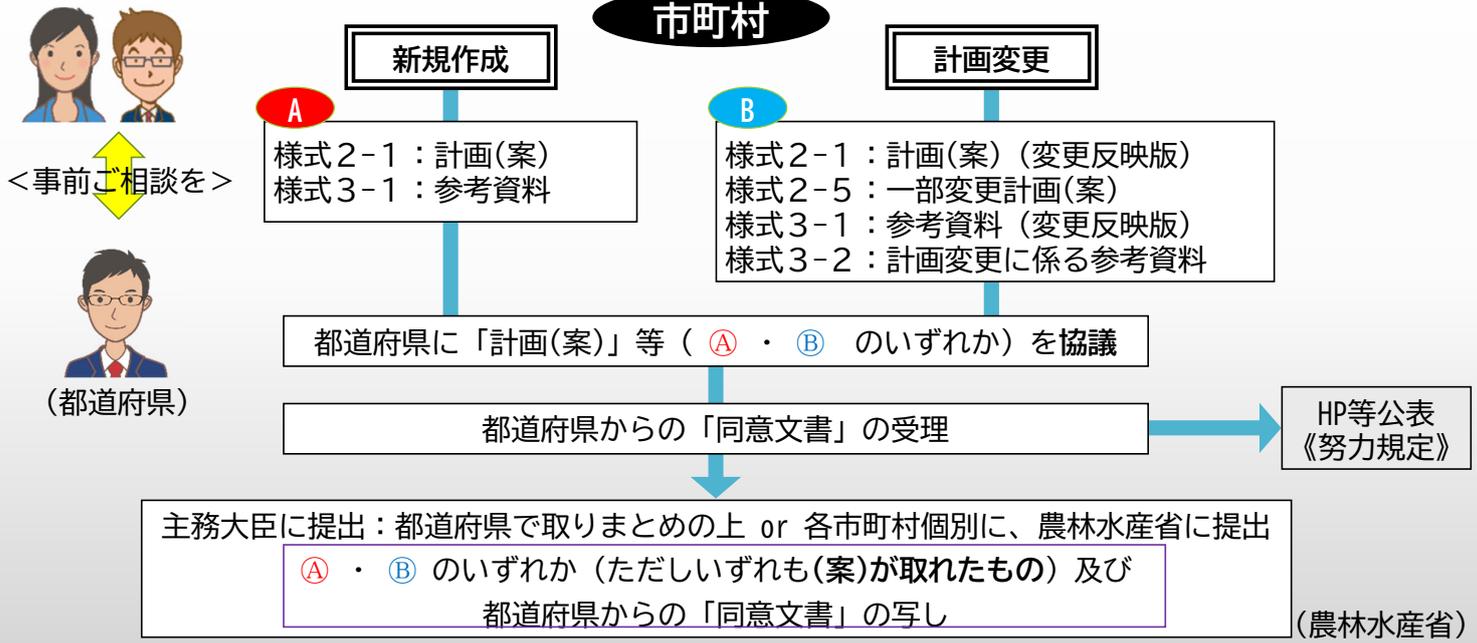
日本政策金融公庫貸付(第17条)

- ・農林漁業者等作成の経営改善・振興計画を都道府県知事が認定
- ・認定計画の実施に必要な資金を貸付

5

山村振興計画の作成（変更） 手続（基本形）

※お願い
都道府県との同意協議や当省への提出については、是非、e-MAFFをご活用ください。



※産業振興施策促進事項を記載する場合は、手続きが異なります。

農山漁村振興交付金のうち

山村活性化支援交付金

【令和5年度予算額 780（784）百万円】

＜対策のポイント＞

山村の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の活用等を通じた所得・雇用の増大を図る取組を支援します。

＜事業目標＞

中山間地域の特色を活かした営農と所得の確保に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（350地区【令和7年度まで】）

＜事業の内容＞

1. 山村活性化対策事業

山村振興法に基づき指定された振興山村において、農林水産物等の消費の拡大や域外への販売促進、付加価値の向上等を通じた地域経済の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するためのソフト面の取組（組織・体制づくり、人材育成、付加価値向上等）を支援します。

【事業期間：上限3年間】

【交付率：定額（上限1,000万円/地区）】

2. 商談会開催等事業

① 商談会開催支援

バイヤーとの商談会やWEBサイト上のマッチング商談会の開催など、山村の地域資源を活用した商品の販路開拓に向けた取組を支援します。

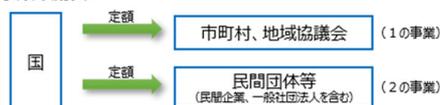
② 山村振興セミナー支援

地域資源を最大限活用した新ビジネスをより効果的に創出するため、商品づくりに必要なマーケティングのノウハウに係る基礎講習、ビジネスモデル作成に関する実践力を養う企画コンペ形式のワークショップの実施を支援します。

【事業期間：1年間】

【交付率：定額】

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 山村活性化対策事業

地域資源の賦存状況・利用形態等の調査

資源量調査、文献調査、聞き取り調査
地域資源の管理・保全形態等調査 等



現地調査

地域資源を活用するための 合意形成、組織づくり、人材育成

住民意向調査、地域住民によるワークショップ開催
資源活用の推進体制・組織の整備、実施計画づくり 等



合意形成・計画づくり

地域資源の消費拡大や販売促進、 付加価値向上等を図る取組

地場農林水産物を使った地域産品づくり
既存の直売所等と連携した販売促進、地域ブランドづくり
商品パッケージ等のデザイン検討、ECサイトの立ち上げ 等



地域産品の加工・商品化

地域資源を活用した
ビジネス創出の
支援

2. ②山村振興セミナー支援
外部専門家によるマーケティングに関する基礎講習
ビジネスモデル作成に関する企画コンペ形式WS

2. ①商談会開催支援

山村地域の参加者とバイヤー等との商談会の開催・運営及びWEB上でのマッチング販売力向上セミナー等

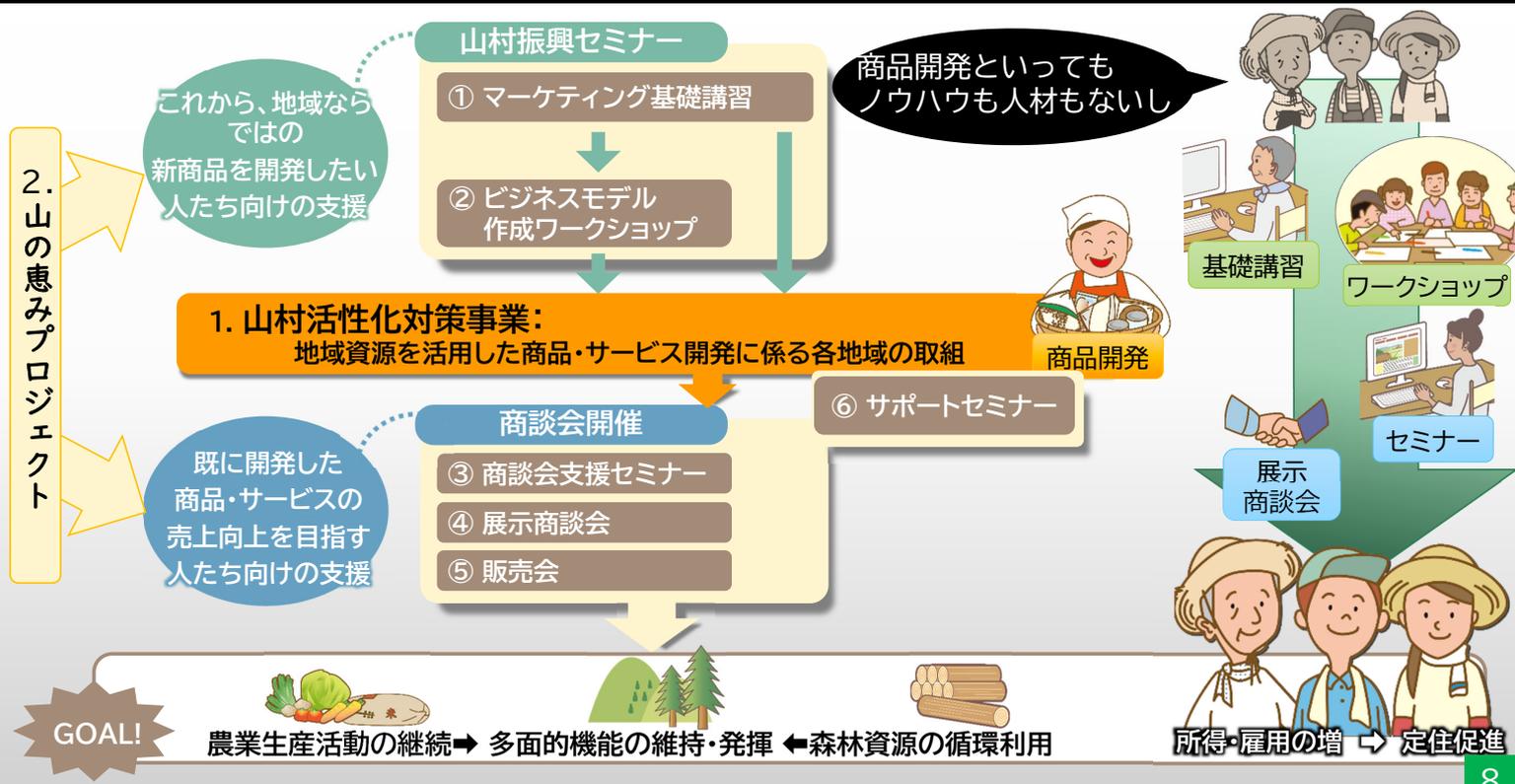


商談会の開催

農林水産業を核とした山村の所得・雇用の増大に向けた取組の推進

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-6744-2498）

山村活性化支援交付金の全体構造



1. 山村活性化対策事業 支援内容・助成対象

支援内容

地域資源を活用した当該山村地域ならではの特産品・サービス※の開発・販売等に係る下記取組を支援
 ※ 他の地域の資源・商品により簡単に代替され得ない高付加価値商品

資源量調査・資源確保策対応：地域資源の賦存状況・利活用状況調査、栽培講習会等

人材育成：地域ワークショップ開催、技術取得・技術普及向け研修会実施等

商品開発・既存商品改良等：地域資源を活用した新商品開発（既存商品改良）、市場調査（試験販売）、名物メニュー・観光プログラム開発、モニターツアー実施等

販路開拓・拡大：キャッチコピー作成、ブランディング戦略検討、広報活動、展示商談会出展、HP（ECサイト）立ち上げ等

助成対象

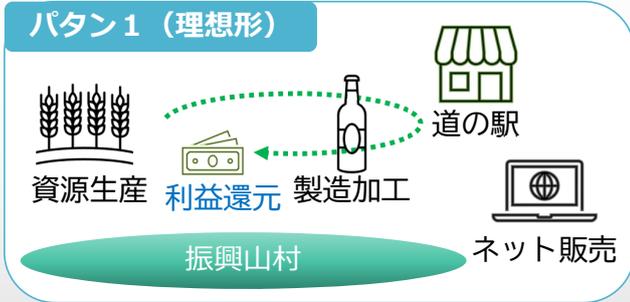
役務費、委託料、資材等購入費、機械賃料、人件費、旅費 等

（補助率：1 地区当たり上限 年間 1,000万円 × 3年間まで（定額=100%））

1. 山村活性化対策事業 実施要件・実施主体

事業実施要件

- **山村振興計画**（H27法改正を踏まえたもの）が作成されていること
- **振興山村の地域資源を活用し、振興山村の所得・雇用を増大する取組**であること
（雇用、販売額等の増大に関する目標を設定）



本取組により、山村の資源が活用され、結果的に利益が山村に還元されるなら、山村外での加工製造でも実施可能

事業実施主体

- 振興山村を有する市町村
 - 振興山村を有する市町村を構成員に含む地域協議会※
- ※ 市町村役割：経理事務の監督

2. 山の恵みプロジェクト 令和5年度スケジュール・概要



①基礎講習 商品・サービスの開発・製造・販売に関する基礎知識の習得 対象：山村活性化対策事業実施前・事業開始初期の方	②ワークショップ 専門家支援のもと、事業計画をグループで企画 対象：山村活性化対策事業実施前の方	③商談会セミナー 商品・サービスの売り方、見せ方、伝え方のノウハウ 対象：④・⑤の参加者等	④展示商談会 共同出展により、効率的・効果的に、取引・連携企業とマッチング 対象：振興山村の事業者等	⑤販売会 都会の消費者に対し、山村の商品を直接販売し、山村ファンを獲得 対象：振興山村の事業者・生産者	⑥サポートセミナー 事業継続における様々な課題解決を目指したセミナー 対象：山村活性化対策事業完了・実施中主体
---	---	--	---	--	--